

国見町監査委員告示第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

令和5年9月28日

国見町監査委員 佐藤徳正
国見町監査委員 宮戸武志

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して検査を行った。

2 検査の種類

例月出納検査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定による検査）

3 検査の対象

令和5年度8月分の一般会計・特別会計、令和5年度8月分の水道事業会計・下水道事業会計、基金等に係る計数の確認並びに現金及び預金等の管理状況。

4 検査の着眼点

- (1) 計数の確認。
- (2) 現金残高等の確認。
- (3) 書類審査による正確、正当及び適正の確認。

5 検査の実施内容

検査の対象となった各会計・各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常すべき検査手続きを実施した。

6 検査の実施日程及び実施場所

実施日程：令和5年9月27日（水）

実施場所：国見町役場 3階 委員会室

7 検査の結果

(1) 現金の出納状況

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、検査をした限りにおいて、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

自動車保管業務委託において、1カ月分支払うべきところ、誤って9カ月分支払い、8カ月分戻入れしているのが確認された。確認の徹底を図り、再発防止に努められたい。